

## ■中古住宅リフォーム補助事業の流れ

### 1. 申請

- 下記の必要書類を揃え、住宅課窓口申請してください。
- 申請期間は **4月18日～12月25日** です。(予定)
- 対象となるリフォーム工事は当該申請年度の2月20日までに完了するものに限りです。

＜必要書類＞

- ① 補助金交付申請書（別記様式1号）
- ② 同意書兼確認書（別記様式2号）
- ③ 中古住宅の取得に関する契約書等の写し
- ④ リフォーム契約書等の写し及びリフォーム工事の及び内訳（工事明細）がわかる書類（見積書、工事明細書など） ※ 見積書のみは不可
- ⑤ 平面図、立面図、配置図等のリフォーム箇所がわかる図面
- ⑥ 建築確認済み証又は建築確認台帳の記載事項証明書
- ⑦ 令和7年4月1日時点で18歳以下の子どもを扶養している場合は、続柄が記載された同一の世帯全員の住民票原本
- ⑧ 委任を受けた方が申請する場合は委任状

※ ③、④、⑤、⑥については、事前にコピーしたものを提出してください。

**※書類に不備等がある場合は受付できませんので、提出前に必ず確認してから申請してください。**

### 2. 交付の決定

- 市において、補助対象の審査をしたうえで、補助金交付決定通知書を送付します。**通知受領後、リフォーム工事を開始してください。（着工前の写真を必ず撮影してください。）**

• 通知の発送は、申請書受付後1～2週間程かかります。

### 3. リフォーム工事の実施

- リフォーム工事を開始してください。
- 工事状況が確認できるように、必ずリフォーム箇所の工事前、工事後の写真を撮影してください。

### 4. 代金の支払い

- 工事代金を支払ったら、必ず施工業者から領収書を受け取ってください。  
（カード支払い明細、通帳の振込明細などは不可）

## 5. 実績報告

・下記の必要書類を揃え、令和8年2月末日までに住宅課窓口へ提出してください。

<必要書類>

- ① 補助金実績報告書
  - ② リフォームに要した経費に係る領収書の写し
  - ③ リフォームした箇所の施工前・施工後の写真  
※ リフォームした箇所がわかるように 1 か所につき1~2 枚のカラー写真（プリントしたもの、パソコン等で整理して印刷したもの など）の提出をお願いします。
  - ④ 転入又は転居後の同居する者の全員の住民票原本  
※ 提出日の3か月以内に取得したもの  
※ 申請時に子育て加算で佐倉市の住民票を提出済みの方は除く
  - ⑤ 佐倉市税の滞納が無いことを証する納税証明書（滞納なし証明）  
※18歳未満の者を除く同一の世帯の全員分、18歳以上の学生の場合は申立書を提出）  
※ 提出日の3か月以内に取得したもの
  - ⑥ 取得した中古住宅が、2分の1以上の持ち分を有し、かつ、その持ち分が登記されていることを証する書類
- ※ ②については、事前にコピーしたものを提出してください。

※書類に不備等がある場合は受付できませんので、提出前に必ず確認してから申請してください。

・交付決定内容とリフォーム工事の内容に相違がないかを確認し、補助金確定通知書を送付します。

## 6. 補助金の交付請求

- ・住宅課に補助金交付請求書を提出してください。
- ・市において支払いの手続きを進め、指定された口座にお振込みをします。

### 《リフォーム工事の内容・金額等の変更を行う場合》

補助金の交付決定後に、リフォーム工事の内容や金額が変更となる場合には、変更となることが判明した時点で、住宅課へご相談ください。

**(1) 補助金交付決定通知書の「補助の対象となる経費」が100万円以上、「交付決定額」の「リフォーム工事」分が50万円以上の場合**

ア) 工事内容の変更により、「補助の対象となる経費」が100万円未満となる場合は、実績報告の前に、「補助事業変更等申請書」(別記様式第4号)の提出が必要です。

- ①「補助事業変更等申請書」(別記様式第4号)
- ② 変更の内容がわかる書類(契約書、見積書、内訳書など)

イ) 工事内容に変更があったが、「補助の対象となる経費」が100万円以上の場合、実績報告時に変更の内容を確認しますので、変更の内容がわかる書類(契約書、見積書、内訳書など)を提出してください。

**(2) 補助金交付決定通知書の「補助の対象となる経費」が100万円未満、「交付決定額」の「リフォーム工事」分が50万円未満の場合**

・リフォーム工事の内容や金額が変更となる場合、「補助の対象となる経費」及び補助金の「交付決定額」が変更となる可能性がありますので、工事の変更がわかった時点で、「補助事業変更等申請書」(別記様式第4号)の提出が必要です。

- ①「補助事業変更等申請書」(別記様式第4号)
- ②変更の内容がわかる書類(契約書、見積書、内訳書など)